

労働安全衛生法に基づく健康診断のご案内



1. 健康診断の種類とは？

健康診断には大きく分けて**一般健康診断**と**特殊健康診断**があります。

・**一般健康診断**は、労働者の雇入れ時に行う①**雇入れ時の健康診断**、1年以内ごとに行う②**定期健康診断（A 定期健康診断又は生活習慣病予防検診）**、その他、健康上有害な特定業務に従事する者及び深夜業に従事する者等に対する年2回行う③**特定業務従事者の健康診断**があります。

①雇入れ時の健康診断②A 定期健康診断③特定業務従事者の健康診断の 健診項目（いずれも健診項目は同じ）

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査（*特定業務従事者の年2回目は無し）
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、 Γ -GPT）
- 8 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、
血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

- ・**特殊健康診断**は、法定の有害業務に従事する労働者が受ける健康診断です。
 - * 詳細については、別紙、特殊健康診断の対象有機溶剤と特定化学物質をご参照下さい。

2. 健康診断実施後の措置とは？

事業場の規模にかかわらず、健康診断の結果、異常所見が発見された場合は、事業主は医師等の意見を聴取し、就業上必要な措置を講じなければなりません。

(安衛法第66条の4、安衛則第51条の2)

* 定期健康診断で実施される医師による「診察」とは別に意見聴取が必要となります。

健康診断実施後の事業者が行う措置については、当協会も相談に応じていますので、お気軽に本部又は支部にご相談下さい。